

令和3年度

本別町老朽空家住宅除却支援事業助成制度について

近年、本別町では人口と世帯数の減少、少子高齢化による過疎化、空家の増加が課題となっています。管理不良な状態にある老朽空家住宅は、近隣の景観を損ねるだけでなく、倒壊や建築資材が落下、飛散し、隣接者に危険を及ぼすおそれがあります。

そこで、本別町ではこれらの老朽空家住宅を除却する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成することで除却を促し、隣接者や地域の安全・安心の確保及び良好な住生活環境の形成を図ります。

助成対象者 老朽空家住宅の個人所有者又は個人所有者が死亡している場合にあっては、法定相続人の代表者

※同一年度における申請は原則一所有者等につき1回

助成要件（次の要件の全てを満たすことが対象となります）

- ・著しく管理不良な状態にある老朽空家住宅で、住宅地区改良法第2条4項に規定する不良住宅に該当しかつ、倒壊及び隣接する住民の生命、身体若しくは財産に被害や周囲の環境に害を及ぼすおそれがあると認められること
- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、故意に破損させたものでないこと
- ・町内の建設業を営む事業者等により除却工事が行われるもの
- ・共有者がある場合又は所有権以外の物権設定がある場合又は土地の所有者が違う場合は、同意が得られていること
- ・申請年度の12月30日までに事業を完了すること
- ・老朽空家住宅及び付属する物件の存する土地は、原則除却後に更地とし、跡地は適正な管理に努めること
- ・町税や町に納付すべき公共料金等の滞納をしていないこと
- ・その他

助成金の額（上限100万円）

- ・老朽空家住宅の解体、運搬及び処分に要する額×8/10

申込み 申込書につきましては、直接担当まで、申込手続き等、何かご不明な点が御座いましたらお気軽に下記までお問い合わせください

【問い合わせ先】 本別町役場建設水道課
TEL 0156-22-8122（直通）

